北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村申吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 佐竹敬久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐藤雄平

新潟県知事 泉田裕彦

国土交通大臣 金子 一義 殿

並行在来線への支援措置について

平成21年6月2日

北海道東北地方知事会長 北海道知事 高 橋 はるみ

並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴いJR各社から経営分離される並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、現在既に開業している各並行在来線区間は、開業時にJR各社からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備等の初期投資に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間であることなどから、極めて厳しい経営状況にあり、地方交付税の大幅な削減等、地方公共団体の財政状況が著しく悪化する中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されています。同様に、今後開業予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、本地域の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する国の物流政策上極めて重要な区間であることや、幅広い地域の住民に利用されている寝台特急列車が走行する区間であるなど、国民生活全体に多大な便益を与えていること、また、鉄道貨物輸送の持つ環境面での優位性を踏まえ、国はモーダルシフトを推進していることから、その維持存続については国の運輸政策の中でしっかりとした対応がなされるべきものです。

しかしながら、現行の貨物線路使用料は、平成21年度から新たな設備投資 に係る資本費(減価償却費相当分)は対象とされたものの、JR各社からの譲 渡資産は対象外とされているなど、いまだ地方の超過負担の状況となっており、 将来にわたる路線の維持・存続が強く危惧されます。

つきましては、並行在来線がJR各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、平成20年12月16日の整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループでの合意により、並行在来線の地方負担の軽減等についてさらに検討を進め、次の事項について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- 1. 線路使用実態に見合った貨物線路使用料の見直しを行うこと (貨物線路使用料の増額)
- 2. 並行在来線維持のための地元負担に係る助成措置を講ずること (運営費助成・特別交付税等)
- 3. 鉄道資産取得等の初期投資に対する助成措置を講ずること (起債に対する交付税措置等)
- 4. JRから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは収益性に基づいた価格設定がされるようルール化すること